

社会福祉法人晴香 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人晴香（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事うち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬等を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の定める時期とする。

報酬 毎月25日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第8条の規定に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定めるところにより支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は平成29年6月16日から施行する。

(規程廃止)

役員報酬規程(平成26年4月1日適用)は、廃止する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 170,000 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000 円